

随意契約理由書

1 随意契約工事名

一級河川 土佐堀川外 河川施設維持修繕工事（単価契約）
（R3・R4 西大阪治水事務所）（その3）

2 随意契約理由

本工事は、土佐堀川、堂島川、大川、安治川における河川施設の維持修繕工事（単価契約）を行うものです。

本件は、条件付一般競争入札により、令和3年6月11日に入札公告を行い、同年6月30日に開札を行いましたが、予定価格の範囲内に入札者がなく、入札執行が取止めとなりました。

このため、設計・積算を見直して、再度の入札公告を令和3年7月30日に行い、同年8月23日に開札しましたが、再度公告入札においても予定価格の範囲内に入札者が無く、入札執行が取りやめとなりました。

本工事は、土佐堀川、堂島川、大川、安治川における河川施設において、施設点検や地元要望などで不具合のあった箇所維持修繕工事であるとともに、府民の安全を確保するため早急に対応が必要な緊急工事です。

そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき）により随意契約を行うものです。

3 業者選定理由

- ・建設業法上の主たる営業所の所在地が大阪府内にあること。
- ・大阪府と契約する営業所の所在地が大阪市内にあること。
- ・令和3年度河川浚渫工事施工資格の認定を受けており過去5年間（平成28年度～令和2年度）に西大阪治水事務所が発注する【河川施設維持修繕工事（単価契約）】の施工実績を有すること。

以上3点の条件を満たす8者で見積合わせを実施し、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最も安価な見積りを提示した業者と契約締結するものです。